

○桂川町重度障害者医療費の支給に関する条例

昭和49年10月11日

条例第20号

改正 昭和50年10月9日条例第17号

昭和52年3月31日条例第12号

昭和57年12月27日条例第24号

昭和60年3月18日条例第2号

平成元年12月20日条例第31号

平成5年3月26日条例第5号

平成8年12月24日条例第18号

平成9年6月25日条例第9号

平成11年2月24日条例第2号

平成13年3月9日条例第1号

平成13年6月18日条例第9号

平成18年3月27日条例第7号

平成18年9月19日条例第33号

平成19年6月26日条例第13号

平成20年1月28日条例第1号

平成20年3月21日条例第9号

平成20年6月24日条例第17号

平成22年9月30日条例第14号

平成23年12月16日条例第22号

平成25年3月19日条例第12号

平成26年12月24日条例第17号

平成28年9月29日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もつてこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号ハ及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第2号ハの規定により、重度の知的障害者と判定された者
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの
 - ウ 児童福祉法第11条第1項第2号ハ及び知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの規定により、中等度の知的障害者と判定され、かつ、イに規定する身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準（平成7年9月12日健医発1133号厚生省保健医療局長通知別紙）の1級に該当するもの
- (2) 保護者 重度障害者の配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で重度障害者を現に監護するものをいう。
- (3) 65歳以上の者 65歳に達する日の属する月の末日を経過した者をいう。
- (4) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- (5) 低所得者 医療保険各法の規定により、医療保険各法の保険者が現に低所得者と認定した者をいう。
- (6) 医療保険各法の保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う次に掲げる者をいう。
- ア 全国健康保険協会
 - イ 健康保険組合
 - ウ 市町村

- エ 国民健康保険組合
- オ 共済組合
- カ 日本私立学校振興・共済事業団
- キ 後期高齢者医療広域連合

(対象者)

第3条 この条例に基づく重度障害者医療費の支給対象者（以下「対象者」という。）は、重度障害者であつて、次の要件を満たすものとする。

- (1) 桂川町の区域内に住所を有する者であること。
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。ただし、65歳以上の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により医療支援給付を受けている者
- (3) 桂川町子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年桂川町条例第19号）第2条第1号アに掲げる子ども
- (4) 重度障害者の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。）第7条に規定する額を超えるときの当該重度障害者
- (5) 重度障害者の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者（以下「扶養義務者」という。）の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に規定する額以上（当該重度障害者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、当該重度障害者の扶養義務者のうち、当該重度障害者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障害者を現に監護する者は児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額以上）であるときの当該重度障害者

3 前項第4号に規定する所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条及び第12条第4項において読み替えて準用する第5条の規定により算出した額とす

る。ただし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第12条第4項において読み替えて準用する第5条第1項中「総所得金額」の読み替えは行わないものとする。

- 4 第2項第5号に規定する所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条及び第5条（当該重度障害者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、児童手当法施行令第2条及び第3条）の規定により算出した額とする。

（重度障害者医療費の支給）

第4条 町は、重度障害者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の保険者が負担すべき額（医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、当該重度障害者又はその保護者に対し、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。）を、重度障害者医療費として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号エに規定する者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障害者医療費は支給しない。

- 3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関は、歯科診療及び歯科診療以外の診療につき、それぞれ別の医療機関とみなす。

- 4 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法及び後期高齢者医療制度の療養に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（受給申請及び資格認定）

第5条 重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ、町長に対し申請をしなければならない。

- 2 町長は、前項の申請に基づき、重度障害者医療費に係る受給資格の認定を行うものとする。

- 3 前2項の規定は、当該認定を受けた者が毎年10月1日以降引き続き重度障害者医療費の支給を受けようとする場合について準用する。

（重度障害者医療証の交付）

第6条 町長は、前条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、規則の定めるところにより、重度障害者医療証を交付するもの

とする。

2 町長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による重度障害者医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、重度障害者医療証を交付しないものとする。

(重度障害者医療証の提出)

第7条 重度障害者は、規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に重度障害者医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 町長は、重度障害者医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があつたときは、受給資格者に対し重度障害者医療費の支給があつたものとみなす。

3 町長は、重度障害者が受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他町長が第1項の方法によりがたいと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、重度障害者医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、重度障害者について住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに、町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 町長は、重度障害者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、重度障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度障害者医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により、重度障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第12条 町長は、重度障害者医療費の支給に関し、必要があると認めるときは、受給資格者その他の関係者に対し、必要な事項の報告、文書の提出若しくは文書の提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(受給権の保護)

第13条 重度障害者医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(障害者施設等に入所した場合の特例)

第14条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、桂川町の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第15項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第26項に規定する福祉ホーム、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「障害者施設等」という。）に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、桂川町が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設又は同条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下「障害児施設等」という。）に入所したため、障害児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であつて、当該障害児施設等に入所した際、桂川町の区域内に住所を有していたと認められるものは、桂川町が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以降に受ける医療に係る重度障害者医療費から適用する。

附 則（昭和50年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、同日以降の療養に係る重度心身障害者医療費から適用する。

附 則（昭和52年条例第12号）

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第24号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第2号）

改正 平成元年12月20日条例第31号

この条例は、公布の日から施行し、改正後の桂川町重度心身障害者医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（平成元年条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成2年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に関する給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた療養に関する給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成5年条例第5号）

この条例は、交付の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成8年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成9年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成13年条例第9号）

この条例は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成18年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過処置）

- 2 この条例による改正後の条例第12条の規定は、平成18年4月1日以降に重度障害者

医療費の支給を始めた者について適用し、同日前に医療費の支給を始めた者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第33号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第13号）

この条例は、平成19年9月1日から施行し、同日以後に受ける医療費から適用する。

附 則（平成20年条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療費から適用する。

附 則（平成20年条例第9号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第17号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 3 改正後の桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（以下「改正後のひとり親家庭等条例」という。）第3条第2項第2号の規定及び改正後の桂川町重度障害者医療費の支給に関する条例（以下「改正後の重度障害者条例」という。）第3条第2項第2号の規定は、平成20年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 4 町長は、施行日前においても、改正後のひとり親家庭等条例第5条の受給資格及び改正後の重度障害者条例第5条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して医療証を交付することができる。

附 則（平成22年条例第14号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成23年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の桂川町子ども医療費の支給に関する条例（以下「改正後の子ども条例」という。）、改正後の桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（以下「改正後のひとり親家庭等条例」という。）及び改正後の桂川町重度障害者医療費の支給に関する条例（以下「改正後の重度障害者条例」という。）の規定は、この条例の施行日以後に受ける医療に係る医療費から適用する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に改正前の桂川町乳幼児医療費の支給に関する条例（以下「改正前の乳幼児条例」という。）第5条、改正前の桂川町ひとり親家庭等医療費の

支給に関する条例（以下「改正前のひとり親家庭等条例」という。）第5条及び改正前の桂川町重度障害者医療費の支給に関する条例（以下「改正前の重度障害者条例」という。）第5条の規定によりなされた申請は、改正後の子ども条例第5条第1項、改正後のひとり親家庭等条例第5条第1項及び改正後の重度障害者条例第5条第1項の規定によりなされた申請とみなす。

- 4 施行日前に改正前の乳幼児条例第6条第1項、改正前のひとり親家庭等条例第6条第1項及び改正前の重度障害者条例第6条第1項の規定により交付された医療証は、改正後の子ども条例第6条第1項、改正後のひとり親家庭等条例第6条第1項及び改正後の重度障害者条例第6条第1項の規定により交付された医療証とみなす。

（準備行為）

- 5 町長は、施行日前においても、改正後の子ども条例第5条第2項、改正後のひとり親家庭等条例第5条第2項及び改正後の重度障害者条例第5条第2項の規定による受給資格の認定等の事務に必要な準備行為を行うことができる。

附 則（平成23年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

ただし、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第12号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成28年条例第16号）

この条例は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に受ける医療に係る医療費から適用する。